

美瑛町福祉人材確保事業交付金

美瑛町は町内の対象となる福祉（介護・障がい・保育）事業所等に新規就労した方に交付金を支給します。

勤続1か月につき10,000円

最大10か月で

合計100,000円を支給します

**福祉事業所に
新規就労の方へ
合計10万円
支給します！**

交付金支給対象者

- ①美瑛町内の福祉事業所等に新たに就労した方
- ②以下の業務に従事する方。ただし、事務員、調理員、清掃員は除く。
 - ア 介護事業所における介護、相談業務等
 - イ 障がい事業所における介助、相談業務等
 - ウ 保育所等における保育・教育、相談業務等
- ③週20時間以上の就労で雇用保険の適用を受ける方
- ④6か月以上継続して勤務することが見込まれる方
- ⑤町税等を滞納していない方
- ⑥町内の福祉事業所等に就労したことがない方
(町内福祉事業所等に就労したことがある場合は、離職後6か月以上経過している方)

美瑛町で
介護・障がい・保育に
関する仕事をしませんか



お問合せ先

美瑛町役場保健福祉課地域支援係 電話0166-92-4248

美瑛町福祉人材確保事業交付金支給の流れ

申請者から
役場保健福祉課へ提出します

- ・ 美瑛町福祉人材確保事業交付金申請書兼雇用証明書
- ・ 町税等の納入状況確認同意書
- ・ 町税等を滞納していないことを証する書類

該当

非該当

役場保健福祉課から
申請者へ

- ・ 交付決定通知
- ・ 請求書兼口座振込依頼書兼
雇用継続証明書

役場保健福祉課から
申請者へ

- ・ 不交付決定通知

勤続5か月経過後
申請者から
役場保健福祉課へ

- ・ 請求書兼口座振込依頼書兼
雇用継続証明書

役場保健福祉課から
申請者へ
交付金支給

支給対象期間は最大10か月で
勤続1か月につき10,000円を
10か月分（合計100,000円）の
支給となりますが、勤続5か月
ごとに分割での支給となります。

5か月勤続後に1回目の支給、
さらに5か月勤続後に2回目の支
給となります。
（役場へ2回請求いただくこと
になります）